

# 厚生常任委員会会議録

平成28年7月21日

場 所 第1委員会室

平成28年 7 月 21 日 (木曜日)

---

午前 9 時 57 分開会

---

会議に付託された議案等

- 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査
  - その他報告事項
    - ・宮崎県子どもの貧困対策推進計画について
    - ・社会福祉法人制度改革の概要について
    - ・動物愛護センターについて
- 

出席委員 (8 人)

|     |   |       |
|-----|---|-------|
| 委員  | 長 | 太田清海  |
| 副委員 | 長 | 野崎幸士  |
| 委員  |   | 井本英雄  |
| 委員  |   | 宮原義久  |
| 委員  |   | 松村悟郎  |
| 委員  |   | 田口雄二  |
| 委員  |   | 新見昌安  |
| 委員  |   | 前屋敷恵美 |

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

---

説明のため出席した者

福祉保健部

|                      |      |
|----------------------|------|
| 福祉保健部長               | 日隈俊郎 |
| 福祉保健部次長<br>(福祉担当)    | 緒方俊  |
| 福祉保健部次長<br>(保健・医療担当) | 日高良雄 |
| 子ども政策局長              | 椎重明  |
| 部参事兼福祉保健課長           | 渡邊浩司 |
| 法人指導・援護室長            | 池田秀徳 |
| 医療薬務課長               | 田中浩輔 |

|                 |      |
|-----------------|------|
| 薬務対策室長          | 甲斐俊亮 |
| 看護大学<br>法人化準備室長 | 河野譲二 |
| 国民健康保険課長        | 成合孝俊 |
| 長寿介護課長          | 木原章浩 |
| 医療・介護<br>連携推進室長 | 横山浩文 |
| 障がい福祉課長         | 日高孝治 |
| 部参事兼衛生管理課長      | 竹内彦俊 |
| 健康増進課長          | 木内哲平 |
| 感染症対策室長         | 田中美幸 |
| 子ども政策課長         | 小堀和幸 |
| 子ども家庭課長         | 松原哲也 |

---

事務局職員出席者

|         |      |
|---------|------|
| 議事課主査   | 弓削知宏 |
| 政策調査課主査 | 大峯康則 |

---

○太田委員長 ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前 9 時 58 分休憩

---

午前 10 時 0 分再開

○太田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項について説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○日隈福祉保健部長 おはようございます。

まず、お礼を申し上げたいと思います。

今月1日に宮崎市の清武町で行いました動物愛護センターの安全祈願祭につきましては、星原議長、宮原副議長ほか野崎副委員長以下、委員の皆様には大変お忙しい中、また天候も非常に悪い中でございましたが、御臨席いただきまして、まことにありがとうございます。おかげをもちまして、式典は滞りなく終えることができました。この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

センターの概要につきましては、本日の委員会で説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の厚生常任委員会資料の表紙の目次をごらんください。

本日は、報告事項として3つ。順番に、1、宮崎県子どもの貧困対策推進計画について、2、社会福祉法人制度改革の概要について、3、動物愛護センターについての3件について報告させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

**○渡邊福祉保健課長** 福祉保健課でございます。私からは、宮崎県子どもの貧困対策推進計画につきまして、御説明させていただきます。

厚生常任委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

ここに宮崎県子どもの貧困対策推進計画の概要について記載しておりますけれども、本日の説明は、別添資料をお配りしておりますので、その別添資料のほうをごらんいただきながらお願いいたしたいと思います。

別添資料の、1ページ目、A3横長の資料でございます。宮崎県子どもの貧困対策推進計画の概要についてまとめたペーパーでございます。この計画につきましては、全体で5つの章から成っておりますけれども、その中で、第1章は、左上にありますとおり、計画策定の趣旨について記載しております。

国が平成25年に実施いたしました調査によりますと、我が国の子供の貧困率は16.3%と過去最高の値になっております。また、生活保護世帯の子供の高等学校等進学率につきましては、一般世帯と比較して低い水準にあることなどを背景にしまして、貧困の世代間連鎖の解消を第一の目的とし、平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されたところであります。

これを受けまして、本県では、ことし3月に、県の計画を策定したところでございます。

第2章に、本県の子供を取り巻く現状と課題をまとめております。現状といたしましては、生活保護世帯の18歳未満の子供の数、これが、平成19年度からの7年間で約1.3倍に増加しております。

また、3つ目の丸になりますけれども、母子家庭では、その6割が平均月収15万円未満の水準にあることなど、本県でも、全国と同様に子供を取り巻く環境は厳しい状況でございます。

また、県のほうで、子供の支援に携わっております県内約50の団体に対して実施いたしましたアンケート調査の結果などから、左下に記載しておりますように、子供の貧困をめぐる課題につきまして、課題の1点目として、保護者の生活や就労に対する支援の更なる充実、2点目が、子供に対する教育の支援の充実、そして、3点目が、各種支援制度の周知の徹底、という

3点に整理を行ったところでございます。

これらを踏まえまして、第3章になりますけれども、計画の基本理念や基本方針などを記載したところであります。

まず、計画の基本理念でございますけれども、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、その将来に夢や希望を持って成長していく社会の実現を目指す、としたところであります。

また、この基本理念に沿いまして、計画の基本方針につきましては、温かな県民性に育まれた地域の繋がりを活かし、県民・関係団体・行政が連携・協力して貧困対策に取り組む、としたところでございます。

また、計画の実効性を担保いたしますために、国の大綱で示されました25の指標のうち、県のほうで把握できる19の項目を指標として設定したところであります。

これら19の指標につきましては、それぞれ改善を図ることを目標に掲げたところでありますけれども、これらの中で、貧困の世代間連鎖の解消のために特に重要な生活保護世帯の子供の高等学校等進学率など、一番下の表にまとめておりますように、ごらんの4つの項目につきましては、具体的な数値目標を設定したところでございます。

資料の右側になりますけれども、第4章は、指標の改善に向けた取り組みについて記載しております。

4本の柱を掲げておりますけれども、まず、1の保護者に対する生活・就労支援では、生活困窮者に対する自立に向けた相談対応や、生活保護受給者に対する就労支援などに取り組むこととしております。

また、右側のほうになります、2の教育の

支援では、学校をプラットフォームとした対策といたしまして、スクールソーシャルワーカー等の専門家の力を活用しまして、福祉の関係機関との連携を図り、相談体制の充実などに取り組むこととしております。

また、3の生活の支援では、福祉事務所などの関係機関が連携し、地域の実情に応じた貧困対策を検討するため、地域ごとの子どもの貧困対策会議の開催などに取り組むこととしております。

さらに、右側の4の経済的支援では、児童扶養手当等の法律に基づく各種手当の支給のほか、必要な資金の貸し付けなどに取り組むこととしております。

次の第5章では、計画を着実に推進してまいりますため、行政・県民・関係団体等がそれぞれの役割を踏まえながら、一体的に取り組んでいくこととしております。

以上が、計画の概要でございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

本県の子どもの貧困対策の推進体制でございます。これにつきましては、まず、上のほうですけれども、県庁内の体制といたしまして、知事を本部長とする県子どもの貧困対策推進本部を設置いたしまして、部局横断的に貧困対策へ取り組むこととしております。

また、資料の下の囲みになりますけれども、宮崎労働局や県の児童福祉施設協議会などの関係機関で構成いたします子どもの貧困対策協議会を設置いたしまして、県の推進計画の進捗状況について、毎年度、点検・評価を行うこととしております。

なお、子供の貧困対策につきましては、昨年度まで、旧国保・援護課のほうで所管しており

ましたけれども、部内はもとより、部局間の連携を強化いたしますため、今年度から、福祉保健部の連絡調整課でございます福祉保健課で担当することとしたところでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

参考といたしまして、民間団体における取り組みの例について取りまとめております。

子供の貧困問題につきましては、本県におきましても関心が高く、多くの民間団体が積極的に取り組んでおられます。

生活困窮家庭ですとか、ひとり親家庭などの子供を対象といたしまして、先生のOBとか学生ボランティアなどの協力を得て、学習支援に取り組んでおられる事例ですとか、食料面の支援としまして、無料または低額な料金で食事を提供することも食堂、あるいは、企業などから寄贈を受けました食料品を提供するフードバンク事業などが実施されているところであります。県としても非常に心強く思っているところでございます。

最後になりますけれども、本県の子供の貧困対策を着実に進めるため、子供の支援に携わるさまざまな関係者の皆様と連携を図りながら、計画に掲げた基本理念の実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

**○池田法人指導・援護室長** 法人指導・援護室でございます。

厚生常任委員会資料の2ページをお開きください。

社会福祉法人制度改革の概要について御説明させていただきます。

まず、1の改革の趣旨ですが、社会福祉法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民

に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人のあり方を確立する観点から見直しが行われたものであります。

次に、2の改革の主な内容ですが、今回の社会福祉法人制度改革は、5つの柱で行われております。

まず、(1)の経営組織のガバナンスの強化としまして、理事・理事長に対する牽制機能の発揮、財務会計に係るチェック体制の整備を図るため、議決機関としての評議員会を必置として、理事等の選任や役員報酬など重要事項を決議する機関に位置づけるとともに、一定規模以上の法人への会計監査人の導入などの改正が行われたところであります。

次に、(2)の事業運営の透明性の向上としまして、財務諸表の公表等について法律上明記され、閲覧対象書類の拡大と、閲覧請求者の国民一般への拡大や財務諸表、現況報告書及び役員報酬基準の公表に係る規定の整備などの改正が行われたところであります。

次に、(3)の財務規律の強化としまして、適正かつ公正な支出管理の確保を図るため、役員報酬基準の作成と公表が義務づけられるとともに、役員等関係者への特別の利益供与の禁止が規定されるなどの改正が行われたところであります。

また、いわゆる内部留保につきましては、純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額を明確化した上で、社会福祉事業等への計画的な再投資を図るため、再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業または公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成が義務づけられたところであります。

次に、3ページになりますけれども、(4)の

地域における公益的な取組を実施する責務としまして、社会福祉法人の本旨に従い、ほかの主体では困難な福祉ニーズへの対応を求めため、社会福祉事業または公益事業を行うに当たり、日常生活または社会生活上支援を要する者に対する無料または低額の料金で福祉サービスを提供することが責務として規定されたところであります。

次に、(5)の行政の関与のあり方としまして、所轄庁による指導監督の機能強化や、国・都道府県・市の連携を推進するため、都道府県の役割として、市による指導監督の支援が位置づけられるとともに、経営改善や法令遵守について柔軟に指導監督する仕組みに関する法規定の整備などの改正が行われたところであります。

次に、3の法人への周知、支援等ですが、説明会、講演会、研修会の開催としまして、6月下旬に県内3地区で、社会福祉法改正に係る説明会及び社会福祉法人の地域貢献に係る講演会を、大分大学福祉健康科学部の衣笠教授を講師に迎えて、また、県内382法人のうち350法人の参加を得て開催しまして、制度改革への理解促進に努めたところであります。

さらに、今後になりますが、7月下旬には、同じく県内3地区で、地域における公益的な取組に係る研修会を開催する予定としております。

また、経営労務管理の支援としましては、6月補正予算でお願いしました3,864万円の社会福祉法人における経営労務管理支援事業によりまして、社会福祉法人が、経営労務管理の改善に向けて、税理士や社会保険労務士など専門家による確認・相談・支援等を受けることに対して、集中的に支援を行う予定としております。

次に、4のスケジュールですが、ことし、3

月31日に、社会福祉法人制度改革を内容とします社会福祉法等の一部を改正する法律が成立・公布されましたが、ことし4月1日には、四角で囲んだ中に記載してあります改正法の一部が施行されたところであり、来年4月1日には、改正法の全てが施行されることとなっております。

私からの説明は以上であります。

○竹内衛生管理課長 衛生管理課です。現在、宮崎市と共同で設置を進めております動物愛護センターに関する現在の状況等について御報告いたします。

厚生常任委員会資料の4ページをお開きください。

まず、1のセンター設置の目的ですが、動物愛護思想が年々高まる中、平成25年に動物愛護管理法が改正されたところであります。この法の動物の生命を最大限に確保するとの趣旨にのっとり、飼い主に対しては最後まで責任を持って飼う終生飼養などの動物愛護精神の普及啓発や、殺処分を減らすための譲渡の推進等の取組を機能的に行うための中核的施設として、動物愛護センターを宮崎市と共同で設置し、法の基本理念であります人と動物が共生する地域社会の実現を図るものでございます。

次に、2のセンターで実施する主な取組につきましては、右側のページのセンターの取組と関係機関等との連携図をあわせてごらんください。

センターで実施する取組は、右図に示しますとおり、大きく2つあると考えております。

1つ目は、動物を通じて命の大切さを伝える取組、もう一つは、動物に関する正しい知識や習性を伝える取組でございます。このうち、動物を通じて命の大切さを伝える取組につきましては、その右側に示してあります5つがござい

ます。

まず、動物愛護精神の普及啓発についてですが、これは、獣医師会や教育委員会等との連携により、小学生等を対象とした動物愛護教室の開催やイベント、マスコミ、ポスター、パンフレット等を介して動物を慈しむ心を育むものであります。

次の犬猫の譲渡推進につきましては、県内各地で活動しておられる動物愛護団体やボランティア等と連携し、センターのみならず各地区におきましても犬猫の譲渡会を開催するものであります。

次の負傷動物対策につきましては、センターや県内各保健所で保護収容される負傷動物に対し、獣医師会等とも連携し、診察・治療を行うものであります。

次の「地域猫」事業への取組みにつきましては、猫の殺処分数が全体の70%以上を占めるといふ現状を踏まえ、飼い主のいない猫への不妊去勢手術等の実施や生まれたばかりの猫を一定期間授乳するミルクボランティアなどにより猫の殺処分数減少に取り組むものであります。

この実施に当たりましては、市町村や自治会、動物愛護団体やボランティア、また、獣医師会との連携が不可欠でございます。

次の災害時対策につきましては、市町村や動物愛護団体、獣医師会などと連携し、被災動物の保護・収容や餌、動物用医薬品などの救援物資の備蓄を行うものであります。

次に、右の図の大きな取り組みの2つ目、動物に関する正しい知識や習性を伝える取組につきましては、その右側に示しております2つがございます。

まず、適正飼養の推進につきましては、動物愛護団体やボランティアと連携し、しつけ方教

室などを開催するものであります。

最後に、動物由来感染症対策につきましては、獣医師会や宮崎大学などと連携し、動物から人にうつる病気やその予防法などについて周知するものであります。

以上が、センターで実施する主な取り組みと、関係機関等との連携についてであります。

左側のページに戻っていただきまして、次の3の各保健所、動物保護管理所等との連携にありますように、センターで実施するこれらの動物愛護施策を県下全域で円滑に展開するためには、右ページ下の段の図に示しておりますとおり、各地区の保健所や動物保護管理所はもとより、各市町村、動物愛護団体、宮崎大学、獣医師会などと密に連携を図ることが重要であると考えております。

なお、宮崎市との役割分担につきましては、宮崎市は、宮崎市内の苦情処理や犬猫の保護、狂犬病予防法に基づく登録注射業務等の動物管理業務を所管しており、県はそれ以外の市町村を所管する県の保健所と連携して業務を行うこととなります。このため、センター内には、県・市2つの事務所を置く体制となりますが、動物愛護業務など県市共同で実施できる業務につきましては、できるだけ連携を密にして実施していくこととなります。

4の今年度の取組ですが、7月1日の建設工事安全祈願祭を終えて、現在、建設に着工し、年度末完成を予定しております。

その間、(1)、(2)にあります地域猫対策のモデル事業やミルクボランティア活動の試行を引き続き行うとともに、(3)のセンター設置後の円滑な運営方法等について、宮崎市と協議を重ねているところであります。また、(4)の関係職員等によるワーキンググループにおいて、

犬猫のさらなる譲渡の推進を図るため、動物愛護団体との連携のあり方などについて検討を行っているところでございます。

次に、5の今後のスケジュールですが、今年度中に建設工事、備品等の購入、宮崎市との運営方法等についての検討を行い、平成29年度の供用開始を予定しております。

6ページをお開きください。

動物愛護センターのイメージ図ですが、宮崎市清武町木原地区ふれあい広場に、入り口手前側、この図では左側に公園としての機能を残しまして、奥に動物愛護センターを設置します。約1,184平方メートルの建物の規模となります。

下の配置イメージ図と右側の7ページに、施設の主な機能を載せております。この施設の特徴として、犬猫の処分焼却機能を持たない施設となっております。

施設の主な機能としましては、まず、動物の保護・譲渡エリアには、①の保護犬室は、保護したあるいは飼い主から引き取った犬を収容する部屋、②の譲渡犬観察室は、保護した犬にワクチン等を施し、健康状態を観察する部屋、③の譲渡犬室は、譲渡活動を行う犬を飼養する部屋となりますが、特に、感染症が蔓延することを防ぐため、これらのエリア分けをしております。

また、猫につきましても同様の機能を有し、④の保護猫室、⑥の譲渡猫観察室、⑦の譲渡猫室があります。

なお、猫につきましても、負傷動物として収容される事例が多いため、治療等を行うための⑤の猫療養室や猫の室内飼いを普及啓発するための⑧の猫展示室も設けております。

また、収容動物の洗浄やトリミング等を行うための⑩のトリミング室や負傷動物の治療や地

域猫の不妊去勢手術を行うための⑭の診療室、⑮の手術室を設けております。

次の事務エリアにつきましては、事務室のほかに、ボランティアの方々が情報交換等を行うための⑱のボランティア室、⑳の動物愛護教室やしつけ方教室の開催、被災動物を一時的に収容できる空間としての多目的スペースを設けております。

以上、動物愛護センターの概要について説明いたしました。動物愛護思想の普及啓発の中核施設となるとともに、県民の方が気軽に訪れられるような施設となるようにしたいと考えております。

説明は以上で終わります。

**○太田委員長** 執行部の説明が終了しました。質疑に移りたいと思いますが、質疑はありませんでしょうか。

**○宮原委員** 社会福祉法人制度改革ということで、いろんな改革を説明いただいたんですが、大変いいことだなと思っているんですけど、平成29年4月1日から全面施行になりますと、これまでは、こういう状況は全くなかったんですか。

**○池田法人指導・援護室長** 今回の制度改革は、先ほど申し上げましたように5つの柱で行われておりますけれども、社会福祉法人は公益性、非営利性が大きな特徴になります。また、税制上の優遇措置も受けていることから、透明性を高めるということ。それから、改めて地域貢献を徹底する観点から、今までの規定に加えてこういった改革が行われたものでございます。

**○宮原委員** 一所懸命努力されていることはわかるんですけど、これまでも何回かこの委員会に入らせていただいて、職員と、これを経営されている方に物すごく温度差があるとい



うことを指摘させていただいて。今回の役員報酬等の作成、公表は、申請があった場合は公表するけれどということじゃなくて、一般的に何かインターネットか何かに役員報酬って幾らもらってますよというのが公表されるぐらいのことはあるんですか。

**○池田法人指導・援護室長** 今回の法改正では、理事、監事、評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況、その他の事情を考慮して、不当に高額とならないように支給の基準を定めなければならないとしておりまして、これを定めたものをインターネットで公表することになります。

**○宮原委員** 非常にありがたいことだと思いますが、例えば、施設長さんなり理事長さんなり、理事長はあんまりとらないのかもしれませんが、同族の方がいっぱい役員で名を連ねてますよね。そういったものの枠はないんですか。

**○池田法人指導・援護室長** 例えば、評議員でいきますと、評議員あるいは理事共通なんですけれども、その各評議員について、配偶者及び3親等以内の親族がいてはならないといったような規定も新たに設けられたところがございます。

**○宮原委員** 昔だと、施設とは別に法人があって、施設は借金ができなくて、たしか法人でしたか、多少のそういった役員が給料をとって寄附してという時代が昔あったようにも思うんですが。もうそういうのは全くできなくなるということでもいいんですよね。もうシステムが違ってきているということでもいいですよ。

**○池田法人指導・援護室長** そういったことができない形になっております。

**○宮原委員** わかりました。

あと内部留保の明確化で、施設によってはやっぱり職員の方に報酬を——高額にというわけじゃないけれど、いい処遇をしようということになると内部留保が減ってくる。そういうところと内部留保がそこそこいっぱいあってということで、計画的な再投資となりますが、その内部留保があるところに計画的な再投資というのは、県なり、そういったものから、その内部留保を使わせるというよりも、必要な部分は残ってていいと思うんです。これは、そういったものについては改善しなさいということによろしいんですかね。

**○池田法人指導・援護室長** 今回の計画では、資産から負債を除いた額、純資産から必要な経費、例えば、土地、建物、設備であるとか、建てかえの費用であるとか、必要な運転資金、こういったものを除いて行うこととなっております。

**○宮原委員** あとこの制度改革の中で、今いろいろ相談も受けたりするんですけど、ちょっと給料を上げてということで、大量に引き抜き合戦があっているという話もあるんです。ただ、やっぱりそういった引き抜き合戦になると、経営をちゃんとしておられるところと、逆に、事業展開をしようと思えば、一時的には内部留保が減るかもしれませんが、そういうところで、引き抜きですよ。職員の引き抜きとかの規定は、今回の改革の中には入ってなかったんですか。

**○池田法人指導・援護室長** 引き抜きに関する規定については今回は定めてございません。

**○宮原委員** 定めてないのね。そういった意見は、福祉のそういった法人の現場では聞こえてはいらっしやると思うんですけど。そういっ

た要望、話というのは、国のほうには伝わってはいないのでしょうか。現場ですから、ここは。

○池田法人指導・援護室長 国においては、社会福祉審議会においていろいろと議論がされております。この法改正につきましても、そのような議論を踏まえた上での改正だと思います。

○宮原委員 わかりました。

○太田委員長 関連がありましたら、どうぞ。

○前屋敷委員 関連ですが、この2ページの(1)のところですが、2つ目の丸ぼつの一定規模以上の法人への会計監査人の導入とありますが、どの程度の規模なのでしょう。

○池田法人指導・援護室長 これは、政令で定められることになっております。

この施行は来年になりますので、まだ政令が出ておりません。まだ明確ではございませんけれども、今、厚生労働省のほうで議論されている状況としましては、収益が10億円以上という議論がされているところでございます。約1割ぐらいの法人が該当するのではないかと考えております。

○前屋敷委員 現状では監査は、対象ではないんですかね、どうですか。

○池田法人指導・援護室長 社会福祉法人には監事を置くことになっております。この監事が会計年度ごとに監査を行っております。

○前屋敷委員 それと、3ページのほうで(5)行政の関与のあり方のところですが、この2つ目のぼつの柔軟に指導監督する仕組み。柔軟にというのはどういう中身のことでですか。

○池田法人指導・援護室長 今回の法改正で、勧告と公表に関する規定が追加されたところがあります。今まではこの勧告と公表に関する規定がなかったものですから、改善命令しかなかったんですけれども。改善命令の前の段階として、

勧告、そして、公表という規定ができたところでございます。そういう意味で柔軟に対応する仕組みができたところでございます。

○前屋敷委員 指導も対象に入れてるんですか。

○池田法人指導・援護室長 結局、法令とか定款に反する程度によるんですけれども、今まで、軽いものについては文書指摘をした上で改善報告書をもらっていたところはあります。今回の規定では、さらに改善命令に至る前の段階で勧告をして、そして、報告を受ける。それで十分でない場合には改善命令を出すという流れが明確化されたところでございます。

○太田委員長 ほかにありませんか。

○宮原委員 役員報酬基準の作成と公表で、先ほどある一定の金額がその枠に入らんといいかねということでしたよね。公表というか、ある一定の役員報酬は、例えば、施設長ならこれからこの金額というような基準は、この法できちつと示されるんですよ。

○池田法人指導・援護室長 法律の中では、先ほど申し上げましたように、厚生労働省令で定めるところによりとなっております。基準の定め方になってくるのではないかと考えております。この省令はまだ出ておりませんので、その内容については明確ではございません。

○宮原委員 ないのね。

○池田法人指導・援護室長 はい。

○宮原委員 わかりました。

○新見委員 引き続き関連ですけれども、3ページの3のところ、県内の382法人という表現がありますが、これは、今回の社会福祉法人制度改革にかかわる法人が382法人という捉え方でよろしいですか。

○池田法人指導・援護室長 県内にある法人が382法人でございます。所轄庁は、県と市に分

かれますので、県が所轄するのは107法人ということになります。

○**新見委員** この382法人のうち350の法人がまず6月の説明会と講演会に参加してくれたと。今月末に同じく、今度は研修会をされるということですが、この研修会の参加予定はどれくらいありますか。

○**池田法人指導・援護室長** 説明会には382のうち350法人の参加を得ましたけれども、研修会につきましては、今のところ、大体\*100法人程度の参加の見込みでございます。研修会は、地域における公益的な取り組み——3ページの上にあります(4)のところですね、これに関する研修会で限定して開催するところでございます。

○**新見委員** この研修会や説明会に参加したところと、してないところで、法人間の温度差が出てくるのはいけないと思いますので、その辺のフォローはどういうふうにされるんですか。

○**池田法人指導・援護室長** 説明会に参加しなかった法人につきましては、資料等をお送りしております。そういった形で普及啓発はしているところがございます。

○**井本委員** 議決機関としての評議員会はどんなやり方をしとるんやろうか。

○**池田法人指導・援護室長** 評議員会の選任につきましては、法律で「定款で定める方法により」となっております。定款で定める方法で評議員を選ぶということで、具体的には、まだ細かい通知が出てませんが、多分、選定委員会等を設置して、第三者の立場で選ぶ形になっていくのではないかと考えております。

○**井本委員** その辺が大切なところだよな。本当に民主的に選ばれていくのかどうかをびしりとせんと。単なる定款でいうと、定款を勝手につくるといったことになったら、本当にいい人が

選ばれるのかどうか。

○**池田法人指導・援護室長** 定款で定めるとなっておりますけれど、禁止規定が一つございまして、理事会等で決定するのはだめだという規定がございます。ですから、その辺の牽制機能は働いているところでございます。

○**宮原委員** 私は役員報酬にこだわってしまうだけけれど、これは、まあまあ抑えようと今度は逆に思って、社会福祉法人が大きな規模の法人だったとして、納入業者は別の会社をつかって、そこを自分で役員を兼ねたりしている人たちもいらっしゃいますよね。そういうところの規定とかは、今度はこういったものにはない。手前のところの公表される場所は、安く抑えておいて、納入業者を全部そこを通すというところが、いろんところで見受けられる部分もあるだけけれど、そういったものの規定はないんですか。もうそこが抜け道になりますよね。

○**池田法人指導・援護室長** 法人と関係のある取引、いわゆる親族等の取引業者である場合には、その旨を明記することになっております。

○**宮原委員** そういった部分は、やっぱりどっちかというとならざるを得ないので、入札にちゃんとかけてとか、そういうことにはなっているんですか。

○**池田法人指導・援護室長** 法律で明確になっているわけではないんですけども、そのあたりの指導はしております。通常の適正な方法で入札等を行う契約の方法を確認しているところがございます。

○**宮原委員** よろしくお願ひします。

○**太田委員長** 関連ではありませんか。なければ、ほかのテーマでもいいですが。

○**田口委員** 子どもの貧困対策のところ

※20ページに訂正発言あり

ちょっと。参考の事例が最後のページに出てますが、この中で何点かお伺いしたいと思っております。今、こども食堂が県内3カ所と出ておりますが、どこどこにあるのかまず教えてください。

○渡邊福祉保健課長 こども食堂は、西都に1カ所、宮崎市に2カ所でございます。

○田口委員 今、こども食堂は全国的にかなり急増と、この間新聞にも大きく出ておりますが、県内、延岡でも何か今試行みたいな形でやってきておりますけれども、現在、立ち上げようとしているところはどれぐらいあるか把握しているのでしょうか。

○渡邊福祉保健課長 こちらのほうで把握しておりますのは、今委員がおっしゃいました延岡の取り組みでございます。

○田口委員 そのこども食堂の運営費というか、運営は皆ボランティアで出しているのか、どのような形になっているのか、そこもちょっと教えてください。

○渡邊福祉保健課長 運営費はそれぞれいろいろ工夫を凝らしながらやっているところでございます。御紹介しますと、NPO法人がやっているこども食堂につきましては、NPOが独自で持っている予算といたしますか、いわゆる自腹を切ってやると。とはいえ、食材については地元から提供していただくところが一つございます。

それと、もう一つは非常におもしろい形態なんですけれども、協賛する飲食店を募って、その飲食店から、大体1回当たり60人分ぐらいのチケットをもらって、そのチケットを持って、この取り組みに協力していただけたところに行けば無料で食事ができるという取り組みをやっているところもございます。

○田口委員 今、社会で問題になっているのが、廃棄する食品が非常に多くて、賞味期限がまだ来てないのに、近づいただけで捨てるというのがいっぱいありますけれども。そういうものも提供されたりしているのでしょうか。

○渡邊福祉保健課長 その廃棄間近のものを使っていることについては、本県でやっているこの3つのところでは聞いていないんですけれども。特に廃棄という観点ではありませんけれども、いわゆるフードバンク事業として、延岡の順正学園、九保大がやっておりますが、そこが企業とか団体から寄附を受けた米ですとかお菓子とか、そういったものを支給するやり方をとっているところはございます。

○田口委員 今、ここには学習支援、それから、こども食堂、フードバンク事業、総合的な取組。例えば、こども食堂と学習支援が連携して一緒にやっているようなところはあるのでしょうか。

○渡邊福祉保健課長 ございます。県内でそういう取り組みをしているのが1カ所ございまして、学習支援とこども食堂を一緒にやる形態をとっております。

○田口委員 わかりました。こういう事業がどんどん広がって、少しでも子供たちの貧困の状況が改善されればと思っております。

○太田委員長 こども食堂等で、関連はないですか。

○井本委員 これは、子供だったら誰でも食べられるようなシステムになっておるんですか。

○渡邊福祉保健課長 これもいろいろやり方があるようでございます。

と申しますのも、あるところでは、貧困世帯に限定してこういうことを呼びかけたところ、言葉は不適切かもしれませんが、そこに行くと、後ろ指を指されるというか、貧困世帯

の子供なんだと言われてしまう。結果、なかなか子供たちが来てくれなかったという事例を聞いております。結局、そういったところについても、幅広く一緒に御飯を食べましょうよ。お父さん、お母さんが仕事をされていて、1人で食べる子供さん、一緒に来てくださいと。そういったことで、貧困世帯に限らず、幅広く呼びかけていてというところもございまして、そういったところの実際の主催者の方の話ですと、1人でもいいから、そういう貧困世帯の子供がその中に入っていてくれれば、それでよしとしたいということも言っております。

**○井本委員** これは、私に言わずと、本当こんなことがあること自体がもう政治の貧困です。恥ずかしいというか、豊かな日本で。新聞か何かで読んだが、1回食べた子が、もう一回行かないと言う。なぜかと言うたら、答えはなかったんだけど、恐らく何か、やっぱりその子供としては、どういう感情でもう二度と行かないとなったのかわからんけれども、何か惨めなものを感じたんじゃないのかなという気はするんですよ。何か子供たちのことを考えると、こちらでも何ともやるせないというか、そんな気がして。こんなことが、本当に起こること自体が恥ずかしいことやなという気がしてしょうがないんだけど。これはしょうがないですけれども、何とかそういう惨めにならんような工夫をしていただきたいなという気がします。

**○松村委員** 本当に初歩的なことなんですけれども、子供の貧困率が一番先に書いてあるんですけれども、16.3という子供の貧困率の定義というか。親は豊かでも、子供には金渡ってないといったら子供も貧困なのかもしれないんだけど。生活保護とかいうのはわかりますが、子供の貧困というところの定義がちょっとわかんない

いんだけど。

**○渡邊福祉保健課長** 子供の貧困率の算定の仕方といいますか、考え方をちょっと御説明させていただきます。

まずは、子供さんも含めたその家庭、例えば、4人世帯がいて、お父さん、お母さん、子供さん2人がいたとして、そこでの、いわゆる可処分所得が幾らかを計算いたします。例えば、4人家庭で可処分所得が800万だったといたしますと、平均すると、単純に言いますと、1人当たり200万となります。日本全国のそういう全ての所得を計算いたしまして、その中から18歳未満の子供だけを取り出します。そして、18歳未満の子供たちが全国で約2,000万人ぐらいだと思うんですけども、そういった人たちを所得の少ない順から2,000万人まで順番に並べていって、ちょうど真ん中の1,000万人の方の収入、所得が幾らかというのを出します。それが今回の場合は、240万だったんですけども。その240万の半分120万以下の所得の人たちの割合がどれくらいいるのかというのが子供の貧困率になります。

**○松村委員** わかりました。偏差値というか絶対的な所得に関しての貧困率ですね。だから、その家庭が非常に貧困な家庭かというところは評価されてないということですね。わかりました。

あと、児童扶養手当とか経済的な支援でやられている手当がいろいろありますよね。この手当を受けている世帯は、全てこの貧困率の中に入っていると考えていいんですか。

**○渡邊福祉保健課長** 実際その手当を受けている方が、確実にその16.3の中に入っているかどうか、100%かどうかはなかなか実証は難しいかと思います。類推するには、そういった児童扶養手当なり母子寡婦福祉手当をもらっていらっ

しゃる方の多くはやはり貧困のほうに入っている例が多いのではないかという気がいたします。

○松村委員 絶対的な所得とかに合わせての貧困ということで、今問題提起されてますけれど、その家庭に対しての心の貧困みたいな形でアンケートなりして、本当の貧困の評価というか、実数というか、そういうところは何か調べられているんですか。

○渡邊福祉保健課長 今、委員がおっしゃいました心のことについてのアンケートとかはとっておりません。しかし、非常に大事なことでありますので、先ほど子ども食堂とか学習支援の御質問をいただきましたけれども、子ども食堂、あるいは学習支援のいいところは、いつも1人で食事をされている子供さんが、同世代の子供たちと一緒に御飯を食べたり、あるいは、大学生のボランティアの人たちから勉強を教えてもらうことで、日ごろ感じてない家庭の温かみを感じる。そういう意味では、心の貧困を少しでも和らげるような効果はあるのではないかなと思っております。

○松村委員 いわゆる、今の学習支援とか子ども食堂、いい取り組みだと思いますし、井本委員が言ったように、逆に、そこに行くことで、うちは貧困だという差別を受けるようなイメージになってもいけないこともよくわかります。本当に、貧困というと、例えば、東京都と宮崎とでは所得の差が物すごくあるけれども、東京都の方は貧困ではないのか、宮崎は貧困が逆が多いのかなという。所得の関係でいくとそういう推測ができたり、かといって、知事もよくおっしゃいますけれど、宮崎は家賃とか住宅費とかの生活費は非常に安いし、緑があって豊かな自然があるから、非常に豊かな暮らしができるんだという評価もあるんで、絶対的な金額の貧困

率という中で、本当に貧困がつかめるのが、この対策の中で生かされるのか。あるいは、もう一つは、例えば、生活保護とかには保護世帯というのがありますよね。子供の貧困者を確実に確定することってできないですよ。だから、その中で対策をとることが非常に難しいのかなと思いますので、心の貧困も含めて、この把握にもしっかりと努めていただきたいなと思いました。

○渡邊福祉保健課長 今、委員がおっしゃったことを私も常々思っているところでございます。

ちょっと数字を御紹介させていただきますと、生活保護を受けている本県の世帯の率は1.6%でございます。一方で、今回の子供の貧困率は16.3%。これは、全国的な数字しか、各県ごとの数字は出ませんので、全国は16.3%でございます。生活保護ですと1.6%の方々を対象にしておりますけれども、子供の貧困になると16.3%ということで、より網の広い、大きい施策を打つことになります。そういう中で、生活保護にとどまらず、より大きな、少しでも貧困と思われるような方については、幅広く救済していけるような取り組みをしていきたいと思っております。

○井本委員 国のほうもこのプラットフォームという使い方をしとるんですか。何か、我々プラットフォームというと、いわゆるイノベーションなんかのときにプラットフォーム、プラットフォームって盛んに言ったんだけど。私なんかのイメージするプラットフォームは、富士山の一番裾野の部分というか、そこに全てが渾然一体化しておるとするか、横断的に何もかも入ってて、そこから新しいものを生み出すためのプラットフォームという感じでおったんだけど。学校をプラットフォームとするという

言い方は、通常の使い方ですか。

**○渡邊福祉保健課長** このプラットフォームは、国が出しております貧困対策関係の大綱がございまして、そこで使われている言葉でございます。その大綱をもとに各県こういった計画をつくれということになっている関係で、本県でも同じようにプラットフォームという言葉を使っているんですけども。イメージとしては、学校を舞台として、学校を中心としてというイメージで捉えていただければよろしいと思います。

**○井本委員** わかりました。今まで我々がイノベーションなんかでいうプラットフォームとはちょっと概念が違うと思わにゃいかなですね。わかりました。

**○太田委員長** ほかに関連で。

**○前屋敷委員** この子供の貧困対策は、本当に大事なことで、世界的に見ても、先進諸国で、また経済大国の中で、これだけやっぱり貧困率、特に子供の貧困率が高いのは、本当にゆゆしき事態といたしますか、まさに格差の広がり象徴するような事態だと思ふんです。それで、やはり国もそういったところを問題視して、そういう法律をつくり、抜本的な対策を打つ方向で、今後臨むということで、各県にも一緒にやろうと。県もそういうことで計画をされたわけですので、そういった意味では、やはり、子供たちが、生まれ育った環境に左右されずに、将来希望を持つ、夢が持てる、そういう、成長していける社会をつくるということが基本理念になっていますので、ぜひこのところは、握って離されない課題だと思います。

そして、その上で、特にここではひとり親家庭だとか、大変な生活で厳しい世帯も上げているんですけど、経済的な支援も含めてですが、社会全体の構造も——これは国の責任でもある

んですけど、そういうものがやっぱり一緒に改善されていかないと、低賃金であったり、非正規が改善されなかったりとかで、やはり、抜本的な課題は解決されないまま対策を打とうということでは、本当に解決にはならないんじゃないかと思うんです。しかし、それを待っているのは、やはり、子供たちの置かれた現状を改善することはできないので、さまざまな民間の協力も得ながら、子供たちをどう守っていくかという点で、県の施策も出されていると思います。

そういった意味では、本当にそういう子供たちをしっかりと把握する。それは、やはり市町村が特にその役割を担うということなので、県と市町村がしっかりと連携して、本当にそういう状況の子供たちをしっかりと把握して、どうフォローするかという具体的な施策につないでいくところを、県も、地域も、協議会の立ち上げだとか、県の推進本部立ち上げられますけれども、そういったところをしっかりと位置づけて、具体的な施策に生かしていただきたいと。ここであれこれと言うことではありませんけれど、そういった全体的な取り組みの基本はしっかりと持って進めていただきたいなと思うところです。

**○渡邊福祉保健課長** 今、委員がおっしゃられました、まさに住民に密着な自治体としては市町村がございますので、その市町村のほうで、本当にこの問題により取り組んでいただければいけないと思っているところです。

そういう中、この前の6月補正で、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業を御承認いただいたところでございます。これは、県の計画を受けて、市町村でも計画をつくらうといった事業でございますけれども、今回の6月補正では、県内4つの自治体で計画をつくっていたところでございます。

今後、全ての自治体に同様の取り組みをしてもらうように呼びかけてまいりたいと思っております。

○前屋敷委員 一つ具体的に御説明いただきたいのは、この別添資料の一番最後の経済的支援の大きな丸の3つ目の生活保護制度における経済的支援の中で、教育扶助の学校長直接払いの活用というのがあるんですけど、この中身を教えてください。

○渡邊福祉保健課長 少々お待ちください。

教育扶助、いわゆる生活保護の一つでございますけれども、そういったお金を親のほうに渡してしまうと、本来のものに使われない懸念がありますので、そういった生活保護費を学校長に直接払うことによって、本来の学校の経費に充てられるという取り組みでございます。

○前屋敷委員 これは、そうせざるを得ないことであろうかと思うんですけど。保護者の了解も得て、そういう取り扱いをするということですか。

○渡邊福祉保健課長 それにつきましては、親に同意書をとった上で行うことになっております。

○太田委員長 ほかに関連でありましたら。なければ全体的でもよろしいです。

○田口委員 動物愛護センターについて伺います。この間、起工式があったようですが、総事業費はお幾らなのか。これは県と市とで一緒につくるということですが、その負担率、どれぐらいずつ負担しているのか教えてください。

○竹内衛生管理課長 県、市合わせました総事業費は、予算ベースですが、約6億4,672万5,000円でございます。そのうちの県の負担額ですが、これは3億2,366万7,000円となっております。

ります。

○田口委員 済みません。もう一遍ゆっくり、いいですか。

○竹内衛生管理課長 もう一度、県、市合わせた総事業費が6億4,672万5,000円、予算ベースです。うち県負担額が3億2,366万7,000円でございます。

○田口委員 6億4,672万5,000円。そして、大体人員配置はどれぐらいを予定しているんですか。例えば、獣医師さんとか、そういうことも含めて。

○竹内衛生管理課長 この人員配置ですが、今現在、人事課、あと行政経営課と調整を行っているところでございまして。こちらの要望でございますけれども、獣医師職は当然ここに配置されるということをお願いしております。

○田口委員 わかりました。まだちょっと言えないということなのでしょうね。

これは県全体を対象にして、ここに入ってくる殺処分を減らすため譲渡の推進をする。要するに、殺処分を少しでも減らす中核的なものだということのようですが、そうしますと、下の殺処分の推移の中で、35年度の目標値が書いてございますが、このセンターができることによって、この数値もかなり見直しをすることにはなるんですか。

○竹内衛生管理課長 この動物愛護管理推進計画に基づいて、この目標値を平成35年度までに平成24年度比で3分の1に減少させるということにつきましては、昨年度、犬の処分数が減ってきているということで、アクションプランの中で、この目標値を、10年なんですけれど、5年間の中間目標値を若干見直したこともあります。今後もこの殺処分数が大きく減少すれば、やはりこの推進計画の目標値も設定を変更する



ということも、この協議会の中で検討すべき内容なのかなと考えております。

○田口委員 わかりました。たしか熊本はゼロですよ。少なくともそれを目指していただきたいと思うんですが。次に、ちょっと細かいところを何点かお伺いしたいんですが、2番のセンターで実施する主な取組がございしますが、負傷動物対策の中で、負傷動物の保護・収容・治療というのは、その下のことも関係するんですが、災害時対策の被災動物の保護・収容、救援物資等々の件ですが、負傷動物とか被災動物はどのような動物というか、家庭で飼っている犬とかも対象にしているのかを教えてください。

○竹内衛生管理課長 今現在、(3)の負傷動物ですが、どういったものが保健所等に持ち込まれるかといいますと、やはり、交通事故に遭ったとか、そういう猫がほとんどでございします。子猫とか親猫です。これを今現在、各保健所では、動物病院に持ち込んで、治療を施しているという状況にございします。

被災動物の次の5番の災害時の被災動物となりますと、例えば、熊本地震のときにありましたように、犬をやはり飼い主が飼えなくなったという部分もございまして、それを一時的に収容する施設とか、そういうのも必要になってきます。ですから、その犬は負傷してなくても、今度、熊本のほうに、一時収容施設ができるんですけれども、そういったのも含めた、犬、猫の保護を行うという部分がこの(5)の災害時の対策のメインになるかと考えております。

○田口委員 すると、例えば、飼い主がはっきりしている場合には、負傷治療費とか、災害があつて飼えなくなり、引き取ってあげるときには、それなりの経費をいただくということではないんですか。

○竹内衛生管理課長 現在、後で飼い主が判明しましたときには、動物病院にかかった治療費等は御負担いただいている部分もございしますけれども、これをセンターで実施すると、治療を施すとなった場合、その実費をいただくかどうかは、これから検討する内容になっております。

○田口委員 また細かいことを聞きますが、そうすると、このセンターで収入になる部分というのはあるのか。例えば、しつけ方教室等も書いてございしますけれども、こういうものは収入になるのか、ちょっと教えてください。

○竹内衛生管理課長 今、保健所と同じパターンだろうかなと考えておりますけれども、保健所で収入があるのは、保護した犬を返還するときの返還手数料と飼育管理手数料だけとなります。この動物愛護センターにつきましても、保護収容した犬、猫をここで返還する場合には、その収入だけかなと今のところ考えているところでございします。

○田口委員 ということは、基本的には、しつけ方教室は無料でよろしいですね。

○竹内衛生管理課長 これは啓発なものですから、こちらからやっぱり推奨していくということで、有料化しない方針でいきたいと考えております。

○田口委員 最後の質問で、ちょっと先ほど説明がありましたけれど、詳しくわからなかったものですから。地域猫事業はどういう中身なんですか、もうちょっと詳しく教えてください。

○竹内衛生管理課長 この地域猫も、これまで取り組んで試行してきたんですけれども、例えば、それぞれの団地に野良猫が数匹いるとか、飼い主がわからない猫がいる。また、公園とかそういったところに10匹、20匹捨て猫、もしくはそこでふえた猫がいる。こういったものを、

例えば、動物が好きで餌をやっている方とか、その公園管理者とか、また、その団地にあっては自治会とか市町村と連携して、その飼い主のいない猫を1回保護して、それに不妊去勢手術を施して、もう一回そこに放して、その地域で飼っていただくというのがこの地域猫活動でございまして。これをすることによって、不要に生まれてくる猫がいないということで、おのずと殺処分数の、保健所で扱う子猫の頭数が減ってくると期待しているところでございます。

○田口委員 わかりました。いろいろ細かいことを聞きましたが、先ほど申したように、熊本では殺処分がゼロだと聞いておりますので、ぜひともそこを参考にさせていただきながら、宮崎でもお願いしたいと思っております。ありがとうございます。

○太田委員長 関連でありましたら。

○井本委員 やつとここまで来たなという感じで、いろいろ聞きたいこともあるんだけど。私は、殺処分ゼロをある程度目標にする、何年には必ずゼロにしますというぐらいのものを出版してもいいんじゃないかなという気がするんだけど、その辺はどうだろうか。

○竹内衛生管理課長 これは、究極の目標でございまして、やはり、そこを目指さないといけないと考えております。

現状を申しますと、殺処分をゼロにするということはどういう、例えば、譲渡できない犬とか、気性の荒い犬とかも、現在扱って、やむなく殺処分している状況にあります。

保健所とセンターが扱う犬猫を限りなく減らして、その次の犬猫を処分しない、例えば、どこかシェルターの的に飼う施設ができれば、もしくは愛護団体等の方が十分にそれを引き取れる頭数に削減できたら、殺処分ゼロを目指す目標

が設定できると思うんですけども、現段階では、まだ、取り扱う頭数をいかに減らしていくかが課題であると思います。そこに向かって努力している状況でございます。

○井本委員 それこそ、ヨーロッパではそのシェルターみたいなのがあるところがあって、幾らでも殺処分ゼロでももちろんやっているんだけど。今、何日で殺処分するんですか。

○竹内衛生管理課長 法的には、抑留後2日。次の日飼い主があらわれない場合ですので、3日ですけれども、今、各保健所、管理所では、1週間以上大体、飼い主があらわれる、もしくは譲渡ができることを期待して置いているところでございます。

○井本委員 その辺はもうちょっと延ばせないもんですか。

○竹内衛生管理課長 この愛護センターにつきましては、取り扱い頭数を大体試算したときに、おおむね1カ月というのを取り扱う期間として設定しております。

○井本委員 ヨーロッパでは、お店で犬を売ることはないらしいですね。全部ブリーダーから直接買う。日本はまだ売れているのか何か知らんけれど、店先で出すのが、何か2カ月ぐらいまでと法律で決まった。それまではえらい短かったけれど、やつと2カ月ぐらいになったとかいう話ですか。

○竹内衛生管理課長 これは、生後販売できる日数が、動物愛護管理法で、ヨーロッパ並みに延ばされまして、25年に規定が設けられたところでございます。

○井本委員 何日になったの。

○竹内衛生管理課長 しばらくお待ちください。

○井本委員 ヨーロッパ並みと言うたけれど、私は、ヨーロッパよりまだ短いと思ったんだけど

れど。

○竹内衛生管理課長 欧州が大体56日と設定しておりますけれども、まだ、日本はそこまでいってないということで、目指すところは56日に。環境省のほうでもそこまで持っていくということなんですけれど、現在、それよりもまだ短い期間を設定したところでございます。

○井本委員 犬も人間も同じかもしれんけれど、早く親から離すと、やっぱり愛着障がいを起こすらしいんですね。そうすると、結局かみつく犬になってみたり、何かいろいろ飼えなくなるという。本当は親とできるだけ長く置いておく、ヨーロッパでもまだ短いと言われるぐらいで。だから、結局、嫌になって、犬の引き取り所に持ってくれば、引き取らにゃしようがないという、これも、私はどうも不思議な……。今、嫌になったから引き取ってくださいというのを引き取らにゃいかんシステムになっとるんでしょ。

○竹内衛生管理課長 これが、動愛法が改正になりました……。

○井本委員 改正になったの。

○竹内衛生管理課長 はい。引き取らないこともできるという規定ができたところです。例えば、特別な理由がない場合、もしくはしつけ教室とかをやりまして、しっかりと飼えるようになった場合は引き取らないということで。保健所のほうも、飼えなくなったからということで、飼い主が持ってきて、1回では引き取らないように今はしております。動物愛護管理法が改正になったのを受けて、なるべく飼っていただくということで、法にのっとって、それができるようにになりましたので、やはりそういう飼い方の指導とかを今行っているところでございます。

○井本委員 わかりました。

○前屋敷委員 基本的にはやはり人間の勝手得手放さないということが大事なんですけれど、今、地域猫対策ではちょっとお話、御説明もいただいたんですけれど。この事業の中で、モデル事業を27年度から行ってますが、約1年ぐらいはもう事業が進んだのかなと思うんですけれど、どこでどういうようになって、中身は先ほど聞いたんですけれど、成果が出ているのかどうかを。

○竹内衛生管理課長 これは、日向保健所管内のある地区でモデル的に取り組んだんですけれども、日向市と獣医師会、その地区の住民の方、地区の管理者の方と、あと餌をやられる方も一緒に何回も協議しまして、この猫をほとんど捕まえて、動物病院で不妊去勢を施して、またそこに放して、餌やりさんがその後管理していくという形で、日向地区では成功した事例がございます。

これをやはり県内のそういう場所に広めていくことを、今度また担当者会議等でやっていこうかなと考えております。

○前屋敷委員 テレビなどで島ぐるみで猫を飼っているようなところとか、本当、今、猫は、愛玩動物としてというか、ペット以上の家族としてやはり一緒に生活しているという部分がありますので、ぜひそういう取り組みは大いに広げていただきたいなと思います。お願いします。

○新見委員 細かい話で恐縮なんですけれど、県と市のこのセンターの建設費用の負担の考え方が、共有部分は折半、そして、専有部分はそれぞれが、という基本的な考え方があったと思うんですが。この6ページの図でいくと、まず、共有部分はどこになるんですか、県としての共有部分。この事務・多目的エリアがそうかなと

いうイメージはあるんですよ。

○竹内衛生管理課長 共有部分は、まず、例えば左上からいきますと、ボランティア室と、あと、この保護エリアは、県、市それぞれ責任がございまして、これは大体2つに分けておりますけれども。①、②は、それぞれエリアを分けておりますけれども、大体広さは県、市同じ広さとなっております。

共有部分はその上の診療室、手術室、あと隔離観察室あたりは市と共有するエリアとなっております。あとその下の搬入室も共有になっております。譲渡エリアにいきますと、真ん中にあります準備室、⑧番からいきますと、猫展示室、次飛ばしまして、⑩番のトリミング室、あと準備室は共有エリアとなっております。譲渡猫室は、県、市それぞれ同じ面積で半分割合となっております。譲渡エリアですけれども、これにつきましても、県、市それぞれ2つに大体分けておりますけれども、今後、管理につきましては、一緒に管理していくかどうかを今検討しているところでございます。

○新見委員 なるほど。かなり細かい分け方があるので、やっぱり大変だったんじゃないかと思いますが。

当然、オープンしたら、宮崎市のほうからの職員もそれなりの人数は来られるわけですよ。

○竹内衛生管理課長 宮崎市も、今、駅東にあります動物管理係の——全部こちらに移るかどうかが今検討中ということなんですけれども、こちらのほうが大体動物管理、愛護業務がメインになってくるとお聞きしております。

○新見委員 だから、宮崎市が管轄する以外は全て県がされるということですが、その仕事の割り振りといいますか、うまく宮崎市とやっていたらと思っております。

この間、祈願祭のときも、何となく県のほうが控え目といいますか、何かそういうイメージがありましたので、本当県としてうまくやっていたらと思っております。

○太田委員長 関連ではありませんか。

○田口委員 この施設は、先ほども話があったように、殺処分はしない施設ということでしたが、うまく犬猫とかが譲渡されればいいんですけど、ずっとされなかった場合にはどうなるんですか。

○竹内衛生管理課長 今後この施設で、例えば1カ月という期間をしっかりと区切って、もし譲渡されない場合の対応を処分とするか、もしくはほかの例えば動物保護管理所のほうに移すかどうか、その部分は今後の検討になっております。

○田口委員 ということは、最終的にはここでは殺処分はしないけれどということですよ。なるほど、わかりました。

○宮原委員 保護された犬とか捨てられた犬を保健所に持ち込まれたときに、そういったのが——今インターネットの時代ですよ——それ写真撮って、何月何日確保で、処分予定という書き方まではちょっとあれなんですけれども、動物として猫とか犬とか助けてくださいみたいな、ホームページなり、そういったので。動物がそういうことはしゃべれませんので、保護センターのほうでそういったものを全部写真管理でもして、県民に対して、誰でも見たらそういうのが預かれる、または落とし主が見れるというものはつくってないんですか。

○竹内衛生管理課長 今ドッグ愛ランド、愛は愛するの愛、それをもう立ち上げておりますけれども、アクセス件数かなり多うございまして、これで飼い主が見つかる例もございまして、また、

ここで譲渡犬も載せておまして、そこからもらわれている犬猫がおります。また、子犬とかはもらい手が多くて、新たな飼い主が見つかる例が多うございます。

○宮原委員 私はこちらまでは知らなかったのですが、逆にポスターでもつくって、そういうのが見れるというか、普通にアクセスできますよというのを、もっと県民に知らせてあげると大分違うのかなという気がします。せっかくですからよろしくをお願いします。

○太田委員長 報告事項についてはよろしいですかね。

○池田法人指導・援護室長 先ほどの回答、1点だけ訂正させていただきたいと思います。新見委員のほうから質問のありました社会福祉法人制度改革の中の法人への周知支援の中で、今後開催する研修会の参加人数の御質問がございました。私、100法人と回答しましたが、これ当初の見込みの数でございまして、現時点では186法人の申し込みがあったということで訂正をさせていただきます。大変失礼いたしました。

○太田委員長 それでは、その他で何かありませんか。特にないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 ないようですので、以上をもって福祉保健部を終了いたします。執行部の皆様、大変お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

---

午前11時33分再開

○太田委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、以上をもって本日の

委員会を終了いたします。

午前11時33分閉会